

平成24年2月14日

各 位

会社名 株式会社ピーエスシー  
代表者名 代表取締役社長 相原 輝夫  
(コード番号: 3649)  
問合せ先 取締役管理部長 藤田 篤  
(TEL. 089-947-3388)

## 定款一部変更及び会計監査人の選任、新任監査役候補者選任

### 並びに監査役会設置に関するお知らせ

当社は、平成24年2月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」、「新任監査役候補者選任の件」を、平成24年3月29日開催予定の当社第27回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。併せて、同総会后「監査役会」の設置を行うことのお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款一部変更の件

##### (1) 変更の理由

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、株式会社大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために、会計監査人及び監査役会を新設し、所要の変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成24年3月29日 (木)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成24年3月29日 (木)

#### 2. 会計監査人選任の件

##### (1) 選任の理由

会計監査人の選任につきましては、現在当社の金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行っております有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任することが、会計監査の効率性を維持する観点から適切であるため、同監査法人を選任する予定であります。

なお、本議案は上記「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。また、本議案の提出につきましては、監査役の同意を得ております。

(2) 選任する会計監査人の概要

(平成23年9月30日現在)

名称	有限責任監査法人トーマツ		
事務所	主たる事務所	東京都港区芝浦4丁目13番23号 MS芝浦ビル	
	その他の事務所	(国内) 札幌、新潟、横浜、長野、大阪、松山、宮崎ほか (海外) Deloitte Touche Tohmatsu 海外駐在員派遣 約40都市	
沿革	昭和43年5月	等松・青木監査法人設立	
	昭和50年5月	トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド<DTTL>) へ加盟	
	平成2年2月	監査法人トーマツに名称変更	
	平成21年7月	有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更	
概要	資本金	716百万円	
	構成人員	社員	665名
		公認会計士	2,721名
		公認会計士試験合格者(会計士補を含む)	1,956名
		その他専門職	90名
		事務職	497名
		合計	5,929名

(3) 就任予定日

平成24年3月29日(木)(第27回定時株主総会開催日)

3. 新任監査役候補者選任の件

新任監査役候補者及び略歴

氏名 (生年月日)	略歴
酒井 数良 (昭和24年6月1日)	昭和43年4月 株式会社愛媛銀行入行 平成13年8月 同社しろかわ支店長 平成20年2月 同社人事教育部生活指導役 平成21年6月 同社退社 平成21年7月 愛媛経済同友会事務局次長(現任)

(注) 酒井 数良氏は、社外監査役候補者であります。

以上

(別紙)

定款変更の内容

現行	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第25条～第29条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(監査役の設置)</p> <p>第30条 当社は監査役を置く。</p> <p>第31条～第33条 (条文省略)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 常勤監査役は、<u>監査役の互選により</u>選定する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第25条～第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第30条 当社は監査役<u>および監査役会</u>を置く。</p> <p>第31条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 常勤監査役は、<u>監査役会の決議によって</u>選定する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

現行	変更案
<p data-bbox="427 427 485 454">(新設)</p> <p data-bbox="140 656 368 683">第35条 (条文省略)</p> <p data-bbox="427 960 485 987">(新設)</p> <p data-bbox="395 1308 517 1335">第6章 計算</p> <p data-bbox="140 1391 469 1417">第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="820 244 1050 271"><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p data-bbox="820 284 1453 353">第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="820 367 1011 394"><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p data-bbox="820 407 1453 517">第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p data-bbox="820 530 975 557"><u>(監査役会規程)</u></p> <p data-bbox="820 571 1453 640">第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p data-bbox="820 654 1066 680">第39条 (条数繰下げ)</p> <p data-bbox="1043 694 1228 721">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="820 779 1011 806"><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p data-bbox="820 819 1177 846">第40条 当社は会計監査人を置く。</p> <p data-bbox="820 860 1011 887"><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p data-bbox="820 900 1378 927">第41条 会計監査人は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="820 940 1011 967"><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p data-bbox="820 981 1453 1050">第42条 会計監査人の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="884 1064 1453 1173">2 会計監査人は、<u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p data-bbox="820 1187 1027 1214"><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p data-bbox="820 1227 1453 1296">第43条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p data-bbox="1075 1310 1197 1337">第7章 計算</p> <p data-bbox="820 1391 1166 1417">第44条～第47条 (条数繰下げ)</p>